

議案第 1 2 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号ロ中「規定する学校」の次に「若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人リカバリー サポートセンター A C T I P S	市川市市川 4 丁目 6 番 8 号にしやまビル 1 階
--	---------------------------------

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 2 6 年 1 月 1 日から適用する。

(1) 別表の改正規定及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号ロの改正規定及び次項の規定 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 6 号）の施行の日

（経過措置）

- 2 改正後の第34条の7第1項第1号ロの規定は、所得割の納税義務者が前項第2号に定める日以後に支出する改正後の同条第1項第1号ロに掲げる者に対する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の同号ロに掲げる者に対する寄附金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、所得割の納税義務者が平成26年1月1日以後に支出する改正後の第34条の7第1項第4号に掲げる寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の同号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

## 理 由

所得税法施行令の改正等を踏まえ個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として県内に幼保連携型認定こども園の施設を有する法人に対する寄附金を追加するとともに、寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。